

# 青森県報

第六百七十五号

令和五年  
十月十六日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

- 鳥獣保護区の指定の変更……………(自然保護課) ……一
  - 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……四
  - 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……四
  - 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……四
  - 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域県民局) ……四
- 公 告
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……五
  - 出先機関
  - 土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域県民局) ……五
  - 右 同……………(同) ……五

## 告 示

### 青森県告示第六百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により行った美山湖鳥獣保護区の指定を次のとおり変更し、令和五年十月十六日から施行するので、同条第九項において読み替えて準用する

同法第十五条第二項の規定により公示する。

令和五年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 一 名称

津軽白神湖鳥獣保護区

### 二 区域

津軽郡西目屋村大字居森平地内津軽ダム本堤体北端にある津軽ダム水域指定標柱第四号を起点とし、同点から西方に進み貯水用地を一周し、起点に至る標高二二六メートルの水平線内に囲まれた区域一円。(図面は別図一のとおり)

### 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

### 四 保護に関する指針

#### (一) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

#### (二) 指定目的

津軽白神湖鳥獣保護区は、西目屋村の中央部に位置する津軽ダムの貯水区域である。カモ類、アカゲラ、カケスを始めとする多様な鳥獣類が生息しており、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB類に分類されるイヌワシ、クマタカのほか、青森県レッドデータブックで重要希少野生生物に分類されるミサゴ、アカシヨウビン、希少野生生物に分類されるカンムリカイツブリ、アオバト、ヤマセミ、オオアカゲラなども見ることが出来る。

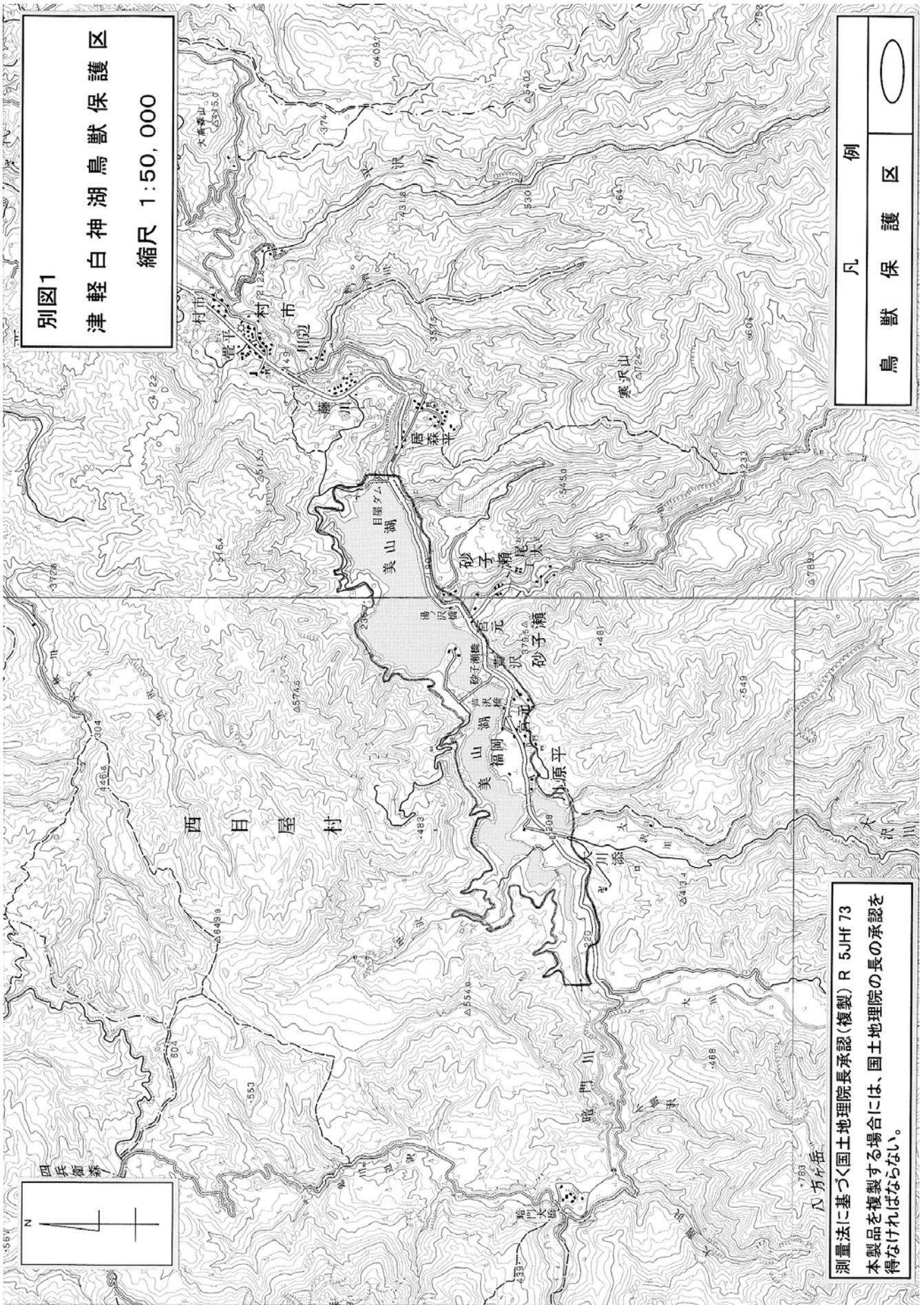
当該区域周辺には、津軽ダムパーク、白神が故郷橋パーク、津軽白神湖パーク及び美山湖パークの四つの公園が整備され、カヌーやボート、水陸両用バスでの湖上ツアーなどを通して、県民が身近に鳥獣に触れ合える貴重な場となっている。

このため、当該区域を身近な鳥獣生息地として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

#### (三) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻

害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。



別図1  
津軽白神湖鳥獣保護区  
縮尺 1:50,000

例  
鳥 獣 保 護 区

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 5JHf 73  
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

青森県告示第六百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
合同会社 スカイア ース	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 吠三の四〇〇	訪問看護	訪問看護ス テーション あいかぜ	令和 五・二・一

青森県告示第六百一十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和五年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
合同会社 スカイア ース	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 吠三の四〇〇	訪問看護	訪問看護ス テーション あいかぜ	令和 五・二・一

青森県告示第六百一十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称	主たる事務所の 所在地	障害福 祉サ ビスの種 類	障害福 祉サ ビスを行う 事業所	指 定 年 月 日
有限会社 ひかり	八戸市大字鮫町 一四の三	生活介護	生活介護事 業所「Of fice a s h i s a l」	令和 五・〇・一

青森県告示第六百一十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
発起人の住所及び氏名	指定漁船調書の縦覧		

六ヶ所 海	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附二五七 橋本 義男	令和五年十月 十六日から同 月三十日まで	六ヶ所村海 水漁業協同 組合
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一四 高橋 一洋			
上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一三五 の二	鳥谷部 信一		

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和五年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和五年十月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、石川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年十月十六日

中南地域県民局長 井 沼 広 美

役員別の 区別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理 事	工藤 良助	弘前市大字石川字石川一〇三の二	令和 五・九・二就任
〃	齋藤 鉄男	〃 字村元四五	〃
〃	竹内 兼弘	〃 字中川原一三の二	〃
〃	船水 政五郎	大字清水森字村元五五の三	〃
〃	竹内 源三	大字石川字石川七三	〃
〃	須藤 修一	大字小金崎字大仏新田三六の九	〃
〃	川端 敬一	大字大沢字下村元七〇の一二	〃
〃	工藤 忠敏	大字石川字留岡三一の一一	〃
監 事	名越 潔	大字大和沢字上岸田一〇七	〃
〃	工藤 良助	大字石川字石川一〇三の二	五・九・二退任
〃	齋藤 鉄男	〃 字村元四五	〃
〃	竹内 兼弘	〃 字中川原一三の二	〃
〃	船水 政五郎	大字清水森字村元五五の三	〃
〃	竹内 源三	大字石川字石川七三	〃
〃	須藤 修一	大字小金崎字大仏新田三六の九	〃
〃	川端 敬一	大字大沢字下村元七〇の一二	〃
〃	工藤 武俊	大字石川字春仕内一八の四	〃
監 事	名越 潔	大字大和沢字上岸田一〇七	〃

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、豊田土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年十月十六日

中南地域県民局長 井 沼 広 美

役員別の	氏名	住 所	就任及び退任 の年 月 日
理事	鎌田 洋一	弘前市大字新里字上樋田一二五の三	令和 五・九・三 元就任
〃	小枝 茂	〃 大字福田二丁目の一	〃
〃	相馬 満永	〃 大字福田字堀合九二の四	〃
〃	中川 清徳	〃 大字高田一丁目一一の四	〃
〃	一戸 豊秋	〃 大字新里字東平岡二二の四	〃
〃	阿保 敏秋	〃 大字境関字富岳五〇の一六	〃
〃	福士 昭一	〃 大字新里字西里見七四	〃
〃	相馬 義信	〃 大字境関字豊川七の一	〃
〃	対馬 丈之	〃 大字福田字下川原二の八	〃
〃	小田桐 義勝	〃 大字撫牛子五丁目六の一四	〃
〃	柳田 保彦	〃 大字外崎四丁目八の一〇	〃
〃	一戸 行雄	〃 大字新里字下樋田七二	〃
〃	菊池 昭宏	平川市本町南柳田一二五の三	〃
理事	石岡 政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	五・九・二六 退任
〃	一戸 勝男	〃 大字新里字中樋田二八の六	〃
〃	相馬 満永	〃 大字福田字堀合九二の四	〃
〃	小枝 茂	〃 大字福田二丁目の一	〃
〃	阿保 敏秋	〃 大字境関字富岳五〇の一六	〃
〃	一戸 行雄	〃 大字新里字下樋田七二	〃
〃	福士 昭一	〃 字西里見七四	〃
〃	対馬 丈之	〃 大字福田字下川原二の八	〃
〃	小田桐 義勝	〃 大字撫牛子五丁目六の一四	〃
〃	相馬 義信	〃 大字境関字豊川七の一	〃
〃	一戸 豊秋	〃 大字新里字東平岡二二の四	〃
〃	柳田 保彦	〃 大字外崎四丁目八の一〇	〃
〃	菊池 昭宏	平川市本町南柳田一二五の三	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭